

## 出来事（2018年1月）

### 1. 食品衛生法改正

1月16日、食品衛生分科会に「食品衛生規制の見直しに関する骨子案」（報告書）が報告されました。

1月19日、パブコメが開始されました（2月7日まで）。

1月22日に開会された通常国会（会期末6月20日）に提出される予定とのことです。

### 2. 既存添加物の消除

12月22日、厚労省食品基準審査課長より「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について（周知依頼）」（薬生食基発1222第1号）が発せられました。販売等の申し出期間は、3月22日までです。

- ・厚労省の予備的調査では、196品目の既存添加物について、現に販売の用に供されていない可能性があること。
- ・本調査の結果を取りまとめた後、早ければ平成30年中に消除予定添加物名簿を公示し、6ヵ月間の訂正申出期間を経て、公示の日から1年以内に既存添加物名簿の改正を行う予定であること。

食品衛生法第4条で、「添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう」とされており、専ら「健康食品」の主原料（主剤）として販売されているもの（例：プロポリス抽出物）も消除の対象と考えられます。

### 3. 食品添加物の新規指定

1) プロピコナゾール（防かび剤）の新規指定については、2017年11月17日の薬事食品衛生審議会食品衛生分科会です承されました。告示に向けた手続きが行われています。

2) 国際調和のアルミニウム含有食品添加物4品目についての状況は変わっていません。

- ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
- ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
- ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤）
- ・カルミン（着色剤）

### 4. 規格基準の改正

アルミニウムの摂取量の低減化のために、硫酸アルミニウムカリウム（カリ明礬）及び硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウム明礬）のパン及び菓子類への使用量を0.1g/kg以下に制限するための使用基準の改正に関する食品安全委員会の健康影響評価がなされました。12月19日、「アルミニウムの耐容週間摂取量（TWI）を2.1 mg/kg 体重/週と設定する」が了承され、厚生労働省に通知されました。

## 5. 清涼飲料水の基準値の改正

「清涼飲料水」の規格についてヒ素、ホウ素、マンガン、アンチモン、亜鉛、亜硝酸性窒素、鉄及びカルシウム・マグネシウム等（硬度）の内閣府食品安全委員会の評価結果の答申を踏まえ改正を行うこととされ、2月1日、パブリックコメントが開始されました。

(1) 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの」の基準値について、次の表中改正案のとおり改正する。

(単位：mg/L)	物質名	改正案	現行基準値
	ヒ素	0.01	0.05
	ホウ素	5	ホウ酸として30
	マンガン	0.4	2
	アンチモン	0.005	基準値なし
	亜鉛	基準値なし	5
	亜硝酸性窒素	0.04	基準値なし

(2) 清涼飲料水の成分規格で規定する「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの」の基準値について、次の表中改正案のとおり改正する。

(単位：mg/L)	物質名	改正案	現行基準値
	ヒ素	0.01	0.05
	ホウ素	5	ホウ酸として30
	マンガン	0.4	2
	アンチモン	0.005	基準値なし
	亜鉛	基準値なし	5
	亜硝酸性窒素	0.04	基準値なし

(3) 清涼飲料水の製造基準で規定する「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の基準値について、次の表中改正案のとおり改正する。

(単位：mg/L)	物質名	改正案	現行基準値
	鉄	基準値なし	0.3
	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	基準値なし	300

## 6. 遺伝子組換え食品添加物

安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（31品目）（2018年1月30日現在）

安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（77品目）（2017年10月31日現在）

安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物（3品目）（2017年11月22日現在）

キモシン（野澤組）、グルコースオキシダーゼ（天野エンザイム）、グルコアミラーゼ（ノボ社）、プロテアーゼ（ノボ社） \*企業名は、報告書作成者による簡略名です。

## 7. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限)

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷の制限(1月29日現在)。
- ② 1月の新たな出荷制限はありません。

## 8. 米国 CDC 長官が JT 株取得の利益相反で辞任

1月31日、米国 CDC (疾病対策センター) の長官が、JT 株を最大 15,000 ドル (約 163 万円) 取得し、禁煙を呼びかける公共機関のトップとして「利益相反」の疑いがあるとされ、辞任するとのこと。

毎日新聞 利益相反で辞任 <https://mainichi.jp/articles/20180201/k00/00e/030/292000c>  
サイエンスニュース CDC director resigns after report on tobacco stock purchase  
<http://www.sciencemag.org/news/2018/01/cdc-director-resigns-after-report-tobacco-stock-purchase>  
尚、JT の筆頭株主は、財務省 (33.35%) です。

## 9. 食品添加物ナイシン (E 234) の使用基準の拡大 EFSA

EFSA の AFC パネルは、食品添加物ナイシン (E 234) の推定暴露量が ADI (1mg/kg bw/day) を下回ると判断し、使用基準の拡大案 (フレッシュチーズ: 最大 12mg/kg、肉製品: 最大 25mg/kg) は、安全上の懸念はないとしました。

EFSA Journal 2017;15(12):5063 [16 pp.]. 11 December 2017

## 10. 食品添加物ポリグリセリン脂肪酸エステル (E 475) の安全性の再評価 EFSA

食品添加物ポリグリセリン脂肪酸エステル (E 475) の安全性の再評価がなされ、遺伝毒性が認められず安全性の懸念もなく、「ADI の設定は必要ない」とされたとのこと。

EFSA Journal 2017;15(12):5089 [32 pp.]. 20 December 2017

## 11. 食事由来トレハロース (糖添加物) と clostridium difficile 感染の悪性度 (マウス)

腸内病原体 Clostridium difficile の 2 つの株が、マウスにおいて低レベルのトレハロース (砂糖添加物) を代謝する能力をどのように獲得したかを調べ、この能力がマウスの病気の重症度と相関するとのこと。これが、ヒトでも起こるかどうかが重要なポイントです。

<http://www.sciencemediacentre.org/expert-reaction-to-study-looking-at-dietary-trehalose-a-sugar-additive-and-virulence-of-clostridium-difficile-infection-in-a-mouse-model/>

## 12. 加工肉が乳がんのリスクを高める可能性 英国

ベーコン、ソーセージ、ハム等の加工肉の摂取は、高齢の女性の乳がんのリスクを高める可能性があるとして報道されました。これは、26 万人の英国女性についての調査研究で、閉経後の女性で乳がんになる可能性が 8% 高かったとのこと。

<https://www.nhs.uk/news/cancer/processed-meats-bacon-may-increase-breast-cancer-risk/>

13. ヒドロキシアントラセン誘導体の安全性 EFSA

アロエ全草抽出物に含まれるヒドロキシアントラセン誘導体（アロエエモジン、他）に *in vivo* 遺伝毒性があるので、安全な一日摂取量を助言できないとのこと。さらに、発がん性の疑いもあるとのこと。

Safety of hydroxyanthracene derivatives for use in food

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5090>

14. 中国産蜂の子 検査命令

2月1日、中国産の蜂の子からオキシテトラサイクリンが検出されたことから、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令が実施されることになりました。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産蜂の子、その加工品 (簡易な加工に限る。)	オキシテトラサイクリン	輸入時の自主検査の結果、中国産乾燥蜂の子からオキシテトラサイクリンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

15. 輸入食品の違反事例

- 株式会社カーギルジャパンがベネズエラから輸入した「生鮮カカオ豆」のモニタリング検査で、シペルメトリン 0.39 ppm 検出による成分規格不適合、及び 2,4-D が 11条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えて残留 (0.06 ppm 検出) したとして、廃棄、積み戻し等が指示されました。

\* ガーナ産カカオ豆のモニタリング：2,4-D、シペルミトリン、フェンバレレート

- 曾文商事株式会社がベトナムから輸入した「冷凍赤トウガラシ」のモニタリング検査で、11条3項に基づき人の健康を損なうおそれのない量として定める量を超えた残留 (プロピコナゾール：0.05ppm、イソプロチオン：0.29ppm) が検出されたとして、廃棄、積み戻し等が指示されました。

(作成：2018年2月3日)